

桃五小 学校支援本部規約

(名称)

第1条 この組織は、桃五小に通う児童の確かな学びと健やかな成長を目指し、学校が保護者・地域とかたい絆を結びながら活動する姿を求め、桃五小 学校支援本部

「T h e ^{きずな}絆」と称する。

(目的)

第2条 桃井第五小学校の教育活動の充実・発展のために、また、桃五小周辺地域との協力体制の構築のために必要な事業を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 桃五小 学校支援本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、教育活動支援
- 二、総合的な学習の時間に関する支援
- 三、特色ある教育活動に関する支援
- 四、学校に対する保護者の理解を深める支援
- 五、安全・安心に関する支援
- 六、緑に関する支援
- 七、読書活動に関する支援
- 八、学校図書を整備や貸出し業務
- 九、休日や祝祭日と放課後に関する支援
- 十、その他、校長・学校が求める学校支援の内、本組織が認めたもの

(組織)

第4条 学校支援本部には、役員会、事務局、及び事業部を置く。

- 一、役員会は、本支援本部の活動の方針を示し、支援本部全体を統括する。
- 二、事務局は各事業(部)の活動状況を把握し、学校との連絡・調整等を行う。事務局は桃井第五小学校内に置き、事務局長、コーディネータ、庶務、会計、広報の各担当で構成する。
- 三、各事業(部)は、第3条の支援活動実施のために活動する。

(役員と職務)

第5条 本部には次の役員を置き、職務は次のとおりとする。

- 一、本部長 …… 支援本部全体のとりまとめを行う。
- 二、副本部長 …… 本部長を補佐し、支援本部全体のとりまとめを行う。
- 三、事務局長 …… 学校との調整を図り、事務局のとりまとめを行う。
- 四、コーディネータ …… 学校との調整を図り、支援者との連絡や調整を図る。
- 五、庶務部 …… 各所掌事業からの報告を受け、区教委への報告などを行なう。
- 六、会計部 …… 各所掌事業内容に応じた予算執行を管理・監督する。
- 七、広報部 …… 支援本部の活動を知らせる。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は1年とし、期間は4月1日から3月31日までとする。しかし、再任を妨げない。また、転居あるいは健康上の理由・家庭における諸事情等により任務の遂行が困難になった場合は、その職務を辞することができる。

(会議)

第7条 学校支援本部役員の会議は、(每学期1回実施する)定例会と、必要に応じて開催する臨時会を実施する。

(守秘義務)

第8条 役員及び各事業部は、個人情報等事務遂行上知り得た情報を適切に管理し、他に漏らしてはならない。

(検証と評価)

第9条 年度末には、学校支援本部が適切かつ有効に運営されているかを検証する場を設け、その旨を事務局に伝え、次年度の各事業に活かすこととする。

(会計監査)

第10条 本会に会計監査を置き、各事業の監査結果を区教委、学校長、事務局長に報告することとする。また、会計監査の時期は、事業ごとの最終事業終了後直ちに行うこととする。

(その他)

第11条 この規約は、必要に応じて役員会の決議をもって改正することができる。

(付則) この規約は平成22年9月1日より施行する。
平成25年4月1日改訂(第三条に四項を追加)